

消費生活センターインフォメーション

多重債務者無料相談会を10月25日(水)に開催

カードやローンの返済が重なり生活が苦しい...
借金に関するトラブルで一人で悩んでいませんか?
この相談会では、弁護士や司法書士が直接、無料でご相談に応じ、あなたにあった解決方法をアドバイスします。

日時:平成29年10月25日(水) 10:00~17:00
開催場所:県消費生活センター(北信・中信・南信・東信)
予約受付期間:10月11日(水)~10月24日(火) 8:30~17:00(土日を除く)
※予約は相談をする各センター(表面参照)に直接ご連絡ください。

●ご相談はご本人にお越しいただくこととなりますが、周囲にお悩みの方がいたら、本相談会をぜひ教えてあげてください。



県の出前講座をご活用ください!

消費生活/悪質商法 特殊詐欺!

県の消費生活センターでは、職員が地域の公民館や学校のほか、消費者、高齢者などの皆様がお集まりになる場所に出向いて、悪質商法の手口や対処方法を説明させていただく「出前講座」を実施しています。(おおむね20人以上でお願いします。)

お申込みなど、詳しくはホームページをご参照ください。(長野県消費生活情報)
<http://www.nagano-shohi.net/keihatsu/kouza.html>

また、くらし安全・消費生活課では、特殊詐欺被害に遭わないための訓練型出前講座を実施しています。講座の内容は、『参加者に、犯人役の職員からの電話に出てもらい、特殊詐欺の手口を体験し、対応方法を訓練してもらう』というものです。

お問合せ・お申込み⇒長野県くらし安全・消費生活課防犯担当 026-235-7174
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/20150603.html>



11月19日は「いい育児の日」～育児をしている家族を社会全体で応援する日に～

県では「家庭や家族を大切にするライフスタイル」や「子どもの成長と子育てを社会全体で応援」する機運を高めるため、11月19日を「いい育児の日」としました。この日と前後各1週間(11月12日(日)~25日(土))の「家族の週間」は、家族と一緒に楽しめるイベントが各地で開催されます。詳細は県ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 長野県次世代サポート課 TEL:026-235-7207 E-mail: shoushika@pref.nagano.lg.jp

編集・発行 長野県県民文化部 くらし安全・消費生活課
(平成29年9月発行) 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
TEL026-223-6770 E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

「くらしまる得情報」は長野県金融広報委員会(事務局:日本銀行長野事務所内)の協力を得て作成しています。

「くらしまる得情報」はインターネットでもご覧いただけます。
<http://www.nagano-shohi.net/>

世界級リゾートへ、
ようこそ。山の信州
信州アスティーションキャンペーン 2017.7.1-9.30



ながのけん 暮らし 得 情報 秋号 marutoku

- 内容
- インターネットでの買い物にご注意ください!
 - 特殊詐欺に警戒してください!
 - 消費生活センターインフォメーション

インターネットでの買い物にご注意ください!



- 注文したのに商品が届かない!
- 返品したいのに受け付けてくれない!
- 無料だと思っていたのに、料金を請求された!
- 1回だけの注文のつもりだったのに、定期購入になっていた!

消費生活センターには、上記のような相談が多く寄せられています。

県消費生活センターによるPIO-NET2015での集計

| | 平成28年度(年間) | 平成29年度(7月末まで) |
|--------------------------|------------|---------------|
| 商品未着に関する相談 | 128件 | 43件 |
| 返品に関する相談 | 85件 | 33件 |
| お試し/無料かと思ったら定期購入だったという相談 | 90件 | 32件 |

インターネットでの

どんなことに気をつければいいのか→詳細は中面をご覧ください!

「困った」「どうしよう」など消費者トラブルでお困りのときは、
消費生活センターにご相談ください!

消費者ホットライン ☎ **188** (局番なし) ※お住まいの市町村、または県の消費生活相談窓口につながります。

| | | |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 北信消費生活センター | 長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階 | ☎026-223-6777 FAX:026-223-6771 |
| 中信消費生活センター | 松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階 | ☎0263-40-3660 FAX:0263-40-3701 |
| 南信消費生活センター | 飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣 | ☎0265-24-8058 FAX:0265-21-1703 |
| 東信消費生活センター | 上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階 | ☎0268-27-8517 FAX:0268-25-0998 |

★インターネット通販での注意点★

●信用できるサイトかどうか必ず確認する!

- ・商品未着の相談の多くは、「注文して支払い(決済)は済んでいるのに、商品が届かず、サイトとの連絡が取れない」というものです。
- ・詐欺的なサイトもありますので、メールアドレスだけでなく、電話番号、住所(番地まで)、代表者名等がきちんと記載されているサイトで購入しましょう。
- ・購入の完了・確認ボタンを押す前に必ず確認してください!

●定期購入なのかどうか確認する!

- ・「初回お試し」「送料のみ」という化粧品や健康食品を注文したが、実は定期購入だった、という相談が多く寄せられています。
- ・「お試し」や「無料」という言葉は大きく記載されていますが、『定期購入』という言葉や表現は、目立つところに書かれていないケースもあります。サイト内をきちんと確認してください!

●返品は、販売業者の規定によります!

- ・購入した商品は、当然のようにキャンセル、返品できるわけではありません。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。
- ・販売業者がサイトの中で示している「返品について」といった返品に関する規定に従うこととなります。もしも返品・交換不可能と記載されていれば、返品・交換はできませんのでご注意ください。こちらも購入の完了・確認のボタンを押す前に必ず確認してください!



特殊詐欺被害は依然として多発!

特殊詐欺被害認知件数

平成29年7月末現在長野県警調べ暫定値

| | 今年 | 昨年比(同時期) |
|--------|------|----------|
| 特殊詐欺全体 | 134件 | -19件 |
| 架空請求詐欺 | 49件 | +14件 |
| オレオレ詐欺 | 44件 | -24件 |
| 還付金等詐欺 | 29件 | -6件 |

- ◎ 架空請求は昨年と同じ時期より増加
- ◎ 被害者の約7割が女性(オレオレ詐欺は約93%、還付金等詐欺は約76%が女性)
- ◎ 架空請求詐欺の被害者を年代別で見ると、50代(24.5%)が一番多く、以下60代(20.4%)、30代(18.4%)、40代(14.3%)、20代(10.2%)の順

オレオレ詐欺に新たな手口も!

件数は、昨年に比べて減少していますが、最近新たな手口もでてきています。

医師を名乗り「息子さんが吐血し、検査の結果、のどの病気だとわかった。どんどん声が変わります。」という電話がある。

息子を名乗り
現金をだまし取る

商業施設や家電量販店の従業員を名乗り「あなた名義のカードを使って買いものしようとしている客がいる。通報したので警察から連絡がいく。」

二セの警察から連絡があり、自宅を訪問され、
キャッシュカードをだまし取られる。

金融機関職員を名乗り「後期高齢者医療被保険者番号は「〇〇」ですよ。」と言い当てて信用させ、「不正に口座が作られた。警察から連絡がいく。」

! 「価格が他と比較して非常に安い」「他に売っていないのにここだけは販売している」というケースには、理由があります。「このサイトで購入するのは安全なのか」という意識を常にもって利用しましょう!

SNSでの勧誘にもご注意ください!

SNS(ソーシャルネットワークサービス)での、偶然や間違いを装った連絡(メール等)や、広告がきっかけで出会い系サイト、副業・サイドビジネス、仮想通貨取引などでトラブルとなる相談も寄せられています。

- ・知らない相手からの連絡には十分警戒しましょう。
※出会い系(サクラ)サイトは、しばらく無料のメールやアプリでやりとりした後に、有料のサイトへ誘導され、ポイント代として電子マネーや現金の振り込みを要求されます。
- ・SNS上の広告は、内容をしっかり確認してから申し込み・購入しましょう。
- ・契約する場合は、相手のメールアドレスだけでなく、電話番号や住所、代表者などをしっかり確認しましょう。

お困りの場合は、消費生活センターにご相談ください!

- !
- ・警察官や銀行職員を名乗っても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えない!
 - ・犯人は被保険者番号や通帳、キャッシュカードの番号を把握している場合があるので、すぐ信用せず、自分で調べた金融機関等の電話番号にかけて確認すること!
 - ・息子を名乗る電話で現金を要求されたら、家族に相談したり、息子本人の元の携帯番号に確認すること!